

2013/03/02

厚生労働省 御中

社会保険労務士 安部敬太

安部敬太社会保険労務士事務所

〒189-0014東京都東村山市本町2-4-63-301

Tel 042-391-2115

Fax 050-3737-6358

support@shogai-nenkin.com

照会

1. 平成24年12月19日、厚生労働省事業管理課■■■■氏に電話にて照会した障害基礎年金と障害厚生年金の同時請求および並行請求について、厚生労働省および日本年金機構に対して、資料①のとおり文書照会したところ、日本年金機構川越年金事務所長名の文書（資料②）が届いた。
2. 川越年金事務所長名文書は、当方の照会に対する回答とはなっていない。請求権は当然に請求者にあるにもかかわらず、障害基礎年金請求と障害厚生年金請求について、一方の処分が行われるまでの間に、もう一方の請求権を否定する法的根拠は何ら示されていない。

理由として述べられているのは、「初診日は一つである」ということだけであって、下記等の場合に初診日と認定される可能性がある日が2つ以上あり、それぞれの初診日において加入要件が異なることは多々あり、その場合に、請求者にとって、障害基礎年金と障害厚生年金との同時（または並行）請求を行う必要が生じることについては、何ら触れられていない。

 - ① 請求傷病に係る最初の受診日 A の後に社会的治癒と認定される可能性のある期間があり、その後の最初の受診日 B がある場合で、A と B それぞれの加入要件が異なるとき（A においては国民年金加入で、B においては厚生年金加入等）
 - ② 受診日 A と受診日 B の受診状況について、医学的に相当因果関係の有無が問われ、相当因果関係ありと認定された場合には初診日は A となり、相当因果関係なしの場合には初診日は B となる場合で、A と B のそれぞれの加入要件が異なるとき（A においては厚生年金加入で B においては国民年金加入等）

3. 川越年金事務所長名文書には「日本年金機構本部を經由し厚生労働省へ送付して、確認いたしました。」とあるが、このような照会に対する回答となっていない書面をもってして、国としての公式見解ということはとてもできない。
4. 改めて、平成 24 年 12 月 16 日付け照会およびこの書面に対して、厚生労働省としての公式見解を文書にて示すよう求めるものである。
5. なお、繰り返すが、仮に同時請求および並行請求が認められないというのであれば、少なくとも、一方の処分が行われるまで、もう一方の請求権が否定される法的根拠を示すよう求めるものである。

資料

- ① 平成 24 年 12 月 16 日付け当方による照会
- ② 平成 25 年 2 月 28 日付け川越年金事務所長による書面

以上